

令和 8 年 7 月 30 日

PHC 健康保険組合

災害時における一部負担金等の免除に関する取扱
(令和 8 年熊本地震)

PHC 健康保険組合では、今般の災害により甚大な被害を受けられた次の対象者の方につきまして、医療機関等の窓口における一部負担金等の支払いの免除を行います。

1. 対象者 (以下の①及び②のいずれにも該当する方)

- ① 令和 8 年熊本地震に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村（内閣府ホームページ）に住所を有する PHC 健康保険組合の被保険者又は被扶養者（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）
- ② 令和 8 年熊本地震を原因として、次のいずれかの状況にある方
 - ・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした
 - ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
 - ・主たる生計維持者の行方が不明である

2. 取扱いの期間

令和 8 年 7 月 28 日から同年 10 月 31 日までの診療、調剤及び訪問看護

3. 申請手続

被災された被保険者は「一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書」に必要事項を記入し「被害にかかる地方公共団体による証明書」を添付の上、当健保に申請してください。

※申請書等を審査のうえ、証明書を発行させていただきます。

問合せ先：PHC 健康保険組合 井坂
〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-14
バリューHR ビル 3 階
TEL 03-6380-5648
FAX 03-6380-5649
E-mail : info@phc-kenpo.jp